

2019年度内閣府青年国際交流事業 群馬県団員候補者募集・選考要領

1 応募資格・欠格事由

- (1) 2019年度内閣府青年国際交流事業の応募要領及び事業概要による。
- (2) 住所等の要件については原則として応募時点で群馬県内に住民票住所がある者とする。
ただし、学業等の理由により、応募時点で群馬県内に住民票住所はないが、事業終了後、群馬県に住民票住所を移して事後活動を行うことができる者も応募可能とする。

2 応募方法

- (1) 応募方法は、2019年度内閣府青年国際交流事業の応募要領及び事業概要による。なお、健康診断書(様式2)も併せて、募集期間内に提出すること。
- (2) 応募書類は、群馬県こども未来部子育て・青少年課へ郵送又は持参により提出すること。
- (3) 応募用紙は、内閣府HP (<http://www.cao.go.jp/koryu/>) からダウンロードする。

3 募集期間(申込受付期限)

平成31年3月22日(金)(必着)までとする。

4 選考

- (1) 選考方法 書類選考及び面接試験による。
- (2) 面接試験 期 日：平成31年4月9日(火)実施予定。
経 費：試験を受けるために必要な交通費等は、応募者本人の負担とする。
その他：集合時間等の詳細については、応募者本人に別途通知する。
- (3) 決定通知 応募者全員に、平成31年4月17日(水)までに団員候補者としての可否を連絡予定。

5 内閣府への推薦

知事は、4の選考結果に基づき、適格者を団員候補者として内閣府青年国際交流担当室長に推薦する。

内閣府において、被推薦者を改めて書類選考し、その合格者に対して最終選考の上、参加青年を決定する。

6 注意事項

応募に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 長期間のプログラムであることから、仕事や学校等の都合で途中辞退することがないよう、参加について事前に勤務先や学校等に打診しておくこと。
- (2) 最終合格者は、研修(事前、出発(航)前、帰国後)に必ず全期間参加すること。
- (3) 「国際社会青年育成事業」における訪問国の決定に当たっては、定員の関係から必ずしも第1希望のとおり決定するとは限らないこと。
- (4) 各事業の詳細及び経費負担等については、内閣府ホームページに掲載している応募要領及び事業概要によること。
※「世界青年の船事業」に関しては、経済的理由により参加費の納付が困難な場合に、参加費の免除を申請することができる。

7 その他

- (1) この事業に関する事務(応募受付、第1次選考・推薦)は、群馬県こども未来部子育て・青少年課で行う。
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 電話 027-226-2393(直通)
- (2) 申込書類等は、返却しない。
- (3) 事業参加者は、積極的に事後活動をすすめていくため、日本青年国際交流機構及び群馬青友会に入会すること。